

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	犯罪収益移転防止法改正案に係る国会論議
著者 / 所属	近藤 颯斗 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	487 号
刊行日	2026-9-29
頁	19-31
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

犯罪収益移転防止法改正案に係る国会論議

近藤 颯斗

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正案の提出に至る背景・経緯
3. 改正案の概要
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに

令和8年4月3日に国会（参議院）に提出された「犯罪による収益の移転防止に関する法律¹の一部を改正する法律案」（第221回国会閣法第51号。以下「改正案」という。）は、参議院、衆議院それぞれの内閣委員会における審査等を経て、同年6月2日、衆議院本会議において可決、成立し、6月10日に公布された（令和8年法律第34号）。なお、改正案には、参議院、衆議院それぞれの内閣委員会において6項目から成る附帯決議が付された²。

本稿は、改正案の提出に至る背景・経緯、改正案の概要及び国会における主な議論を紹介するものである。

2. 改正案の提出に至る背景・経緯

（1）特殊詐欺への対策

新型コロナウイルスの感染拡大以降、社会生活における様々な取引や手続等において、SNSやキャッシュレス決済を始めとした非対面化・オンライン化が進展したことにより、日常生活の利便性は大きく向上した。その一方で、こうした特徴を悪用した、匿名・流動型犯罪グループ（以下「トクリュウ」という。）による特殊詐欺の被害が加速度的に拡大し、

※ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和8年9月9日である。

¹ 平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。

² 参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/jpn/gianjoho/ketsugi/current/f063_041601.pdf>
衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku430AC2687499B61149258E060010A26D.htm>

大きな治安上の課題となっている³。

また、トクリュウは預貯金口座等の金融サービスの匿名性を悪用し、犯罪により得られた収益を口座間で送金を繰り返すなどして転々とさせ、その出所や真の所有者を分からないようにする、いわゆるマネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）を通じて、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れている。これに対して適切な防止・対応策を講ずることが喫緊の課題となっている。

特殊詐欺・マネロンの手口の変化に応じて機敏に対策をアップデートすることに加え、犯罪グループを摘発するための実態解明の取組や犯罪グループと被害者の接点の遮断といった抜本的な対策の強化のため、令和7年4月22日に犯罪対策閣僚会議において、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（以下「総合対策2.0」という。）が決定された。

総合対策2.0では、特殊詐欺への対策における「犯行準備段階への対策」について、依然として預貯金口座等の不正な開設、譲渡が後を絶たないこと⁴や、新たな手口としてSNS等で勧誘を受けるなどし、他人に依頼されて送金を行う行為（いわゆる「送金バイト」⁵）が増加していることから⁶、「預貯金口座等の不正な譲渡等については、最近の手口や実務上の課題等を把握した上で、罰則の引上げを含めた法令の見直しを検討する」とされた。また、「金銭等の交付段階への対策」について、「犯罪者グループは、他人名義の口座等を違法に取得し、犯行に利用していることから、犯罪者グループの上位被疑者の検挙、犯罪収益の剥奪等を図るとともに、口座の悪用を牽制するため、捜査機関等が管理する架空名義口座を利用した新たな捜査手法や関係法令の改正を早急に検討する」とされた⁷。

なお、総合対策2.0が策定され、各種施策が実施されているものの、令和7年の特殊詐欺の被害額は約3,257億円に上り、過去最多となった（図表1（次頁））。警察官等をかたり、捜査名目で現金等をだまし取る手口（以下「ニセ警察詐欺」という。）の被害額が約1,005億円（特殊詐欺全体の約31%）にまで上っているのが特筆すべき点である⁸。

³ トクリュウについては、吉田徳仁「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）ー匿名・流動型犯罪グループに係る国会論議を中心とした整理ー」（『立法と調査』No.486（令8.8.6）〈https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/2026pdf/20260806146.pdf〉を参照。

⁴ 改正前の犯罪収益移転防止法第28条違反（預貯金通帳、キャッシュカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報の不正な譲渡等）について、令和7年の検挙件数は4,553件となっており、過去最多となった（警察庁『金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書』（令7.12）10頁、警察庁『犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和7年）』（令8.3.12）66頁）。

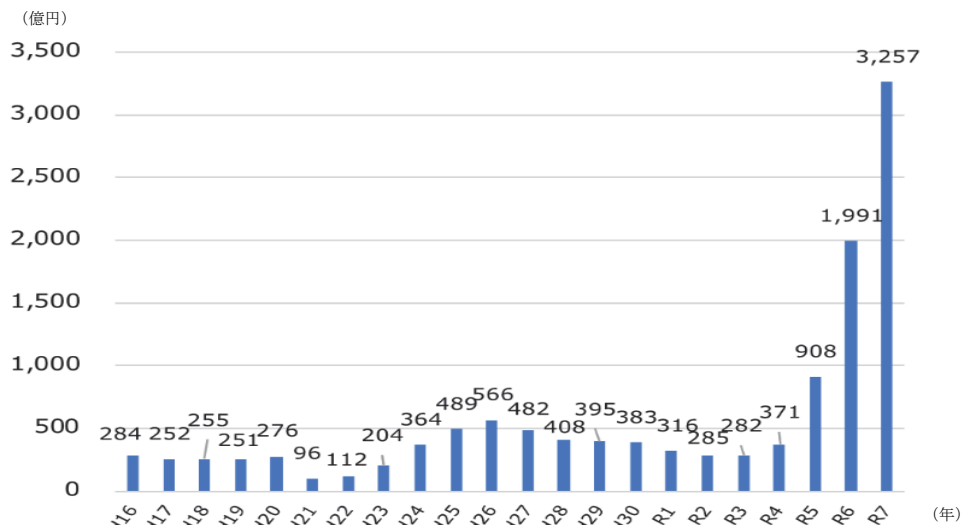
⁵ 「送金バイト」という表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もあるため、警察ではこのような犯罪を「送金犯罪」と呼称している（国家公安委員会・警察庁『令和8年版警察白書』32頁）。

⁶ 「送金バイト」については、令和5年から令和6年に、約100件確認された（『朝日新聞』（令8.4.4））。

⁷ 総合対策2.0の決定前において、警察庁は『架空名義口座』を利用した捜査を実施できれば一定の効果が期待できることを認識しており、『架空名義口座』を利用した捜査の具体的な方法や関連する法令について、関係省庁や関係事業者とも連携して、これから検討を進めていきたい旨の答弁を行っていた（第217回国会衆議院内閣委員会議録第12号5頁（令7.4.9））。

⁸ 警察庁「令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）」（令8.5.22）〈https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2025.pdf〉1～2頁。なお、被害が顕著であるニセ警察詐欺については、令和7年から統計を開始している。

図表 1 特殊詐欺の被害額の推移



(出所) 警察庁匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策のための技術的措置に関する有識者検討会
(第1回) (令8.8.10) 資料3「警察庁説明資料」1頁を一部加工

(2) 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会

以上を踏まえ、関係法令の見直しを検討するため、令和7年9月から警察庁は「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会」(以下「有識者懇談会」という。)を開催し、①預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則の在り方、②有償で他人に財産を移転させる行為(「送金バイト」を利用する行為)への対応、③「架空名義口座」を利用した新たな措置、について議論を行った。有識者懇談会は、同年12月に「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書」(以下「報告書」という。)を取りまとめた。

報告書において、近年の特殊詐欺の被害の急速な増加の状況を踏まえて預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則を強化する必要があること、新たなマネロンの手口である「送金バイト」を利用する行為は預貯金通帳の不正な譲渡等の脱法的行為であり、新たに罰則を設ける必要があること、預貯金口座等の犯罪利用防止のための新たな対策として、警察が「架空名義口座」を利用した措置を講ずることができるようにする必要があること等が対策の方向性として示された⁹。

3. 改正案の概要

総合対策2.0及び報告書(2.を参照)を踏まえ、改正案は、(1)預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げ、(2)「送金バイト」に係る罰則の創設、(3)「架空名義口座」を利用した措置の創設、の3本柱で構成されている¹⁰。以下では、その概要を整理する。

⁹ 国家公安委員会委員長記者会見要旨(令8.1.8)〈https://www.npsc.go.jp/pressconf_2026/01_08.htm〉

¹⁰ (1)、(2)は公布の日(令和8年6月10日)から1か月が経過した後の7月10日に施行された。(3)は公布の日から1年を超えない範囲内において、政令で定める日に施行される。

（１）預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げ¹¹

改正案では、図表２のとおり、預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則が引き上げられた。

図表２ 預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げの概要

処罰される行為	改正前	改正案
預貯金通帳の譲受け、譲渡し等を行うこと	１年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	３年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金
上記を業として行うこと	３年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金	５年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金
預貯金通帳の譲受け、譲渡し等の勧誘・誘引等を行うこと	１年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	３年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金

※いずれも併科可

（出所）筆者作成

（２）「送金バイト」に係る罰則の創設

「送金バイト」については、送金された財産が犯罪収益等に当たり、かつ、送金行為を行った者が、当該財産を犯罪収益等と認識している場合は、組織的犯罪処罰法¹²第10条（犯罪収益等隠匿）¹³を適用できることもあるが、当該財産を犯罪収益等と認識していない場合には、同条を適用することは困難であるとされる¹⁴。また、改正前の犯罪収益移転防止法第28条の罰則（図表３）を適用するには、図表４（次頁）の２点の理由から困難であるとされている。

図表３ 改正前の犯罪収益移転防止法第28条（抄）

【参考】 第28条 他人になりすまして特定事業者（略）との間における預貯金契約（略）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、・・・当該預貯金契約に係る預貯金通帳、・・・ <u>預貯金の引出し又は振込みに必要な情報</u> ・・・（以下「預貯金通帳等」という）を譲り受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受けた者も、同様とする。 ２ 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡した者も、同様とする。 ３・４（略）

（出所）警察庁金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会（第１回）（令7.9.18）
「第１回事務局説明資料」21頁

¹¹ 改正案では、預貯金通帳、キャッシュカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報の不正な譲渡等のほか、高額プリペイドカードアカウント、為替取引カード、電子決済手段等取引用情報、電子決済等利用情報、暗号資産アカウントの不正な譲渡等に対する罰則を引き上げることとしている。

¹² 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）

¹³ 犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、10年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

¹⁴ 警察庁『金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書』（令7.12）15頁

図表4 「送金バイト」を依頼すること又はその依頼を受けて送金を行うことに改正前の
犯罪収益移転防止法第28条を適用できない理由

①なりすましの目的があると解されない 「送金バイト」の依頼を受けて送金した者は、自身の名義の預貯金口座を使って自ら送金を行っており、送金依頼者が送金行為者になりすまして、同人と金融機関等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けているとは解されない。
②預貯金契約に係る預貯金の引出し又は振込みに必要な情報や役務の提供を受けるために必要な情報を渡しているとは解されない 「預貯金の引出し又は振込みに必要な情報」とは、キャッシュカードの暗証番号や、ネットバンキングで他の口座に金銭を振り込む際に必要となるIDやパスワード等のように、預貯金口座を特定し、口座名義人と利用者との同一性を識別するための情報等の預貯金口座内の資金を直接移動等するのに必要な情報を指すものと解されている。一方、「送金バイト」の依頼を受けて送金した者が犯罪グループに提供する情報は口座番号等のみであり、それは預貯金口座を特定する情報ではあるものの、口座名義人と利用者との同一性を識別するための情報とはいえない。また、口座番号等は、そのみで預貯金口座内の財産を移転させることはできないことから、基本的に「役務の提供を受けるために必要な情報」とも解されない。
(出所) 警察庁『金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書』(令7.12) 15頁及び警察庁金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会(第1回)(令7.9.18)「第1回事務局説明資料」21頁を基に作成

改正案では、図表5のとおり、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し又は管理しようとする財産を移転することを目的として、有償で、他人に対し、同人名義の口座を使用させたまま、当該口座に振り込まれた財産を別口座に移転することを依頼する行為(利用する行為)及び依頼を受けて、その目的を知りながら財産を移転する行為に対する罰則が創設された。

図表5 「送金バイト」に係る罰則の概要

「送金バイト」を依頼すること	2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
「送金バイト」の依頼を受けて送金すること	2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
上記2点を業として行うこと	3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金
広告その他類似の方法で「送金バイト」をするよう人を誘引すること	2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
「送金バイト」を自己に依頼するよう他人を勧誘・誘引すること	2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

※いずれも併科も可

(出所) 筆者作成

(3)「架空名義口座」を利用した措置の創設

改正案では、以下の措置が創設された。

警察官は、金融機関等に対し、名義人の表示等について架空のものを表示するなど特別の措置を講じた預貯金口座等¹⁵(いわゆる「架空名義口座」)の開設等を求めることができ、必要に応じて、その取引に係る情報等を求めることができることとしている。

また、警察官は、預貯金通帳の不正な譲渡等の勧誘等又は「送金バイト」の依頼等を行う者に対し、「架空名義口座」の通帳、キャッシュカード等を譲り渡すこと又は「送金バイ

¹⁵ 預貯金口座のほか、暗号資産のアカウントなどがある。

ト」の依頼を受けて「架空名義口座」で財産を受け取るために必要な情報を犯罪グループに提供する等の「架空名義口座」又はその通帳、キャッシュカード等を用いた措置を講ずることができるものとしている。

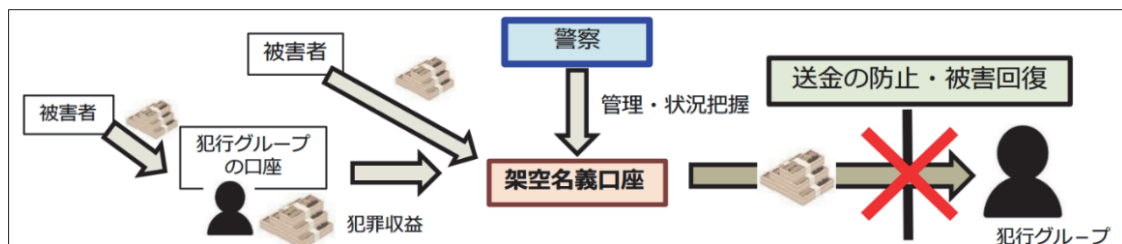
警察本部長は、「架空名義口座」への財産の移転があった場合は、当該財産を保管し、当該財産の移転を行った者に対し当該財産を返還することとしている。

都道府県公安委員会は、「架空名義口座」に移転された財産であってその返還を受ける権利が消滅したものを原資として、当該「架空名義口座」への財産の移転元となった預貯金口座等に財産を移転した詐欺等の被害者に対し、特定被害回復給付金を支給することとしている。

「架空名義口座」に入金された財産の返還後及び特定被害回復給付金の支給後に、「架空名義口座」に残った財産は、都道府県において犯罪被害者等の支援施策に充てるよう努めるものとしている。

本措置の具体的なイメージは図表6のとおりである。

図表6 「架空名義口座」を利用した措置の概要



（出所）警察庁「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（概要）」より抜粋

4. 主な国会論議

（1）改正案の目的及び改正案とマネロン対策との関連性

改正案の目的及び改正案とマネロン対策の関連性について、警察庁は、「改正案は、より実効的なマネロン対策を講ずるべく、有識者懇談会での議論を経て、犯罪収益移転防止法を改正するものであり、具体的には、特殊詐欺の前提となり得る犯罪である預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げ、近年新たなマネロン行為として見られる『送金バイト』に係る罰則の創設及び預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための『架空名義口座』を利用した措置の創設を主な内容とするものである。改正案の施行によって、預貯金口座等が犯罪に利用されることが防止され、これを利用した特殊詐欺やマネロン等の防止が図られるものと考えている。」旨答弁した¹⁶。

（2）預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げ

ア 罰則の引上げの程度の根拠

¹⁶ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号2頁（令8.4.16）

預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げの程度¹⁷の根拠について、警察庁は、「一般に、罰則の法定刑については、他法令における同種の行為等に係る法定刑との均衡を考慮しながら定めるべきものだ」と認識している。これを踏まえ、改正案では、麻薬及び向精神薬取締法¹⁸における向精神薬の不正な譲渡に関する罰則が3年以下の拘禁刑とされていることなどを踏まえた上で、預貯金通帳の不正な譲渡等の法定刑を、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金から3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金に引き上げることとした。」旨答弁した¹⁹。

イ 帰国する在留外国人名義の預貯金口座の悪用の防止の強化策、預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げによる当該悪用への抑止効果

近年、帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、特殊詐欺を始めとするトクリュウの各種資金獲得活動に利用される実態が認められているとされる²⁰。

帰国する在留外国人名義の預貯金口座の悪用の防止の強化策について、警察庁は、「金融庁や出入国在留管理庁とともに、在留期間が満了した外国人名義の口座の悪用を防止するためのリーフレットを作成した上で、広報啓発を含む必要な対策を講じている。さらに、各金融機関に対して、システム上で帰国する外国人の口座譲渡等を含む犯罪の検知を行うよう要請しており、疑わしい取引として検知され、国家公安委員会に届け出られた情報は、各都道府県警察に随時共有し、捜査に役立てている。」旨答弁した²¹。

また、預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げによる帰国する在留外国人名義の預貯金口座の悪用への抑止効果について、警察庁は、「今回の預貯金通帳の不正な譲渡に対する罰則の引上げは、預貯金通帳を売る側と買う側の双方について罰則の引上げを行う。これにより、帰国前に外国人が口座を売る行為はもとより、これを買う行為についても抑制される効果が期待できると考えている。」旨答弁した²²。

この点、参議院内閣委員会では、「来日外国人の預貯金口座がマネー・ローンダリング等に悪用される事例が多数見られることから、口座管理の強化が推進されるよう金融機関を指導すること。」との附帯決議が付された²³。

(3)「送金バイト」に係る罰則の創設

ア 「正当な理由」がある場合の具体的な事例及び当該事例の周知・広報

改正案においては、「送金バイト」について、「正当な理由がないのに」という要件が設けられている（3.（2）を参照）。

この「正当な理由」がある場合の具体的な事例について、あかま国家公安委員会委員

¹⁷ この点、有識者懇談会において、「具体的にどの程度引き上げるべきかについては、関連する犯罪類型の罰則等を参照しながら、具体的に検討することが有益である。」旨の意見が出された（警察庁『金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書』（令7.12）12頁）。

¹⁸ 昭和28年法律第14号

¹⁹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号8頁（令8.4.16）

²⁰ 国家公安委員会・警察庁『令和6年版警察白書』13頁

²¹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号2頁（令8.4.16）

²² 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号2頁（令8.4.16）

²³ 参議院附帯決議項目6

長は、「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることを法律上明確に規定しており、正当な社会経済活動の一環として行われる場合については、『正当な理由』に当たるものと解している。その事例として、食事の会費を代表者が決済アプリ又は口座振込で集金して店舗に一括で支払う場合や、自身の消費に関わる支払に必要な口座振込を家族に任せる場合などがこれに当たるものと考えている。」旨答弁した²⁴。

また、「正当な理由」に当たる具体的な事例の周知・広報について、警察庁は、「国民の正当な社会経済活動等が萎縮することがないよう、『正当な理由』に関する解釈について、その例示を含め、警察庁のホームページ等で国民に分かりやすく周知していきたいと考えている。」旨答弁した²⁵。

この点、参議院及び衆議院の内閣委員会では、『送金バイト』について新たに創設された罰則規定の適用に当たっては、正当な社会経済活動や商取引等で行われる送金代行行為を抑制することがないよう、許容される事例を可能な限り明示すること。」との附帯決議が付された²⁶。

イ 「有償」要件の定義

改正案においては、「送金バイト」について、「有償で」という要件が設けられている（３．（２）を参照）。

この「有償」の要件について、警察庁は、「一般に、金銭その他の対価を交付すること、若しくは対価となるべき利益の供与を行うこと、又はそれらの約束をすることというものと解しており、口座に入金された金額を全額送金し、その後現金で報酬を受け取るケースについても『有償』に当たるものと考えている。また、ポイント、暗号資産、値引き等についても、『有償』に当たるものと考えている。」旨答弁した²⁷。

ウ 金融機関における「送金バイト」の検知能力

「送金バイト」は外形的に通常の取引と区別が付きにくいことを踏まえれば、金融機関における不正な取引の検知能力の強化が不可欠となる。

これについて、岩田内閣府副大臣は、「金融庁としては、令和６年８月及び令和７年９月に預金取扱金融機関の業界団体等に対し、不正利用の手口に着目をした検知シナリオの精緻化等を含め、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策を強化するよう文書で要請をし、金融機関に対して不正な取引の検知能力を強化するように促してきた。加えて、要請への対応状況を確認するために令和７年１月及び１１月にアンケート調査を実施し、金融機関において着実に検知能力の強化が進捗されていることを確認している。」旨答弁した²⁸。

（４）預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げ及び「送金バイト」に係る罰則の創設に関する周知・広報

²⁴ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第４号２頁（令8.4.16）

²⁵ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第４号11頁（令8.4.16）

²⁶ 参議院附帯決議項目３、衆議院附帯決議項目３

²⁷ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第４号９頁（令8.4.16）

²⁸ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第４号８～９頁（令8.4.16）

預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げの周知・広報について、警察庁は、「現在、預貯金通帳の不正な譲渡等について、関係省庁や業界団体、事業者、地方自治体等と連携をし、SNSを活用した広報啓発など、様々な媒体、機会を活用して広報啓発活動を進めている。」旨答弁した²⁹。次に、「送金バイト」に係る罰則の創設について、警察庁は、「国民に周知していくことが重要であると認識しており、その周知に当たり、若年層に対して届くような工夫が必要であるとも認識している。現在、警察庁においては、関係機関、団体等と連携しながら、様々な機会を捉えた広報用のチラシの配布、掲示のほか、SNS上での動画による広報も検討している。」旨答弁した³⁰。

この点、参議院内閣委員会では、「預貯金口座等の不正利用対策を一層強化するため、預貯金通帳の不正な譲渡等及びいわゆる『送金バイト』に係る行為が違法であることを関係省庁間で緊密に連携して効果的に国民に十分に周知すること。」との附帯決議が付された³¹。

（５）改正案による罰則強化の効果検証及びその効果を国民に対して公表・報告する仕組み

預貯金通帳の不正な譲渡等に対する罰則の引上げ及び「送金バイト」に係る罰則の創設の効果を検証する方法並びにその効果を国民に対して公表・報告する仕組みについて、警察庁は、「改正案による具体的な抑止効果の検証については、例えば、特殊詐欺の被害状況、預貯金通帳の不正な譲渡等の検挙状況など、様々な統計数値やその推移、また日々発生する個別の事案を基に、総合的に検証を進めていきたい。特殊詐欺の認知、検挙状況については、随時公表しており、預貯金通帳の不正な譲渡等の検挙状況については、毎年、年次報告という形で公表している。」旨答弁した³²。

（６）「架空名義口座」を利用した措置の創設

ア 警察官の安全の確保

「架空名義口座」を利用した措置を実施する際の警察官の安全を確保することについて、あかま国家公安委員会委員長は、「『架空名義口座』を利用した措置について、実際の氏名又は身分と異なる名義の口座を開設した上で、口座の売買を勧誘する者等にこれを譲渡することとしている。その過程で警察官と犯罪グループが直接接触することがあり得ることから、警察官の安全を確保することは極めて重要であると認識している。そのため、本措置の実施に当たって、警察本部長の指揮の下で警察官の安全を確保するよう警察を指導したいと考えている。」旨答弁した³³。

この点、参議院及び衆議院内閣委員会では、「いわゆる『架空名義口座』を利用した新

²⁹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号11頁（令8.4.16）

³⁰ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第16号（令8.5.29）

³¹ 参議院附帯決議項目2。なお、衆議院内閣委員会では、「預貯金通帳の不正な譲渡等や『送金バイト』を始めとしたいわゆる『闇バイト』に係る行為が違法であることを、関係省庁間で緊密に連携して、特に若年層への教育も含め、国民に効果的かつ十分に周知すること。」との附帯決議が付された（衆議院附帯決議項目2）。

³² 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第16号（令8.5.29）

³³ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号9頁（令8.4.16）

たな措置を実施するに当たっては、従事する警察官の安全を確保するとともに、必要な実施要領を整備することにより組織的な対応を担保し、恣意的な運用にならないようにすること³⁴。また、同措置に協力する金融機関等の業務への負担に十分配慮すること³⁵。」との附帯決議が付された³⁶。

イ 「架空名義口座」を利用した措置を実施する際の、捜査権限の濫用防止・民主的統制の在り方

「架空名義口座」を利用した措置を実施する際の、捜査権限の濫用防止の在り方について、あかま国家公安委員会委員長は、『架空名義口座』を利用した措置は、その実施に当たって得られた情報を基に捜査を行うこともあり得るところ、相当性が確保されるよう、これまでの関連最高裁判例も踏まえ、『架空名義口座』を譲り渡す相手方を、法律上、口座の売買を誘引する者等に限定することで、本措置が元々犯罪を行う意思のない者に対して、その意思を誘発することとならないような制度とした。また、本措置は、裁判所が発付する令状を要するものとはしておらず、対象となる犯罪に限定は加えていないものの、警察本部長の指揮の下で組織的に実施され、都道府県公安委員会の管理に服することによってその適正性の確保を図ることとしている。」旨答弁した³⁷。

また、民主的統制の在り方について、あかま国家公安委員会委員長は、『架空名義口座』を利用した措置について、現時点で国会に定期報告をすることまでは考えていないものの、その運用状況については、犯罪グループに警察の手の内を明かすこととならないように配慮しつつ、可能な範囲で国民の皆様を示せるよう、公表の在り方について適切に検討を進めていきたい。」旨答弁した³⁸。

ウ 犯罪グループが「架空名義口座」を利用した措置だと見破ることを防ぐための取組

犯罪グループが「架空名義口座」を利用した措置だと見破ることを防ぐための取組について、警察庁は、『架空名義口座』を利用した措置の実施に当たり、犯罪グループが、譲り受ける口座が『架空名義口座』でないことを確認する目的で、口座を譲り渡す警察官に対して口座の名義に対応した身分証等の提示を求めることが容易に想定される。そこで、改正案の第19条の3後段において、本措置を的確に実施するために必要と認められる範囲内において、警察官がその氏名、身分等や本措置に係る事実を偽ることが可能であることを明示した規定を設けており、この規定を根拠として、架空の口座名義に対応する身分証等の書類を作成することを可能とした。警察庁としては、こうした規定に基づく実効的な運用が行われるよう、都道府県警察を指導していきたい。」旨答弁した³⁹。

エ 金融機関における業務負担と訴訟リスクへの対応

「架空名義口座」を利用した措置を実施するに当たり、警察官から金融機関に対し、「架空名義口座」の開設及び必要に応じて同口座の取引情報の開示が求められるため、

³⁴ 関連する国会論議については、4.(6)イを参照。

³⁵ 関連する国会論議については、4.(6)エを参照。

³⁶ 参議院附帯決議項目4、衆議院附帯決議項目4

³⁷ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第16号（令8.5.29）

³⁸ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第16号（令8.5.29）

³⁹ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第16号（令8.5.29）

（３．（３）を参照）、金融機関には一定の業務負担が発生する。また、金融機関には同措置に協力するに当たり、訴訟リスクがあるとされる⁴⁰。こうした点を踏まえ、あかま国家公安委員会委員長は、「金融機関は警察の求めに応じて協力するものであることを法律上明確にしたほか、犯罪収益移転防止法上の義務や罰則について適用を除外することとした。金融機関に対して『架空名義口座』を利用した措置の必要性や有効性を丁寧に説明するなどして、協力体制の構築を着実に進めていくよう警察を指導していきたい。」旨答弁した⁴¹。

オ 特定被害回復給付金を支給する際の公平性の確保

特定被害回復給付金の支給に当たり、対象者が複数いる場合等が考えられる。このような場合における支給の公平性の確保について、警察庁は、「特定被害回復給付金の支給額の算定に当たり、例えば、対象者が複数人となり、それぞれの被害額の総額が給付資金の総額を上回るときは、各対象者の被害額の割合に応じて分配するなど、対象者の公平性の確保に配慮した制度とした。」旨答弁した⁴²。

この点、参議院及び衆議院の内閣委員会では、「特定被害回復給付金の支給については、給付金が本法に規定する対象被害者に適切に支給されるよう、支給に係る明確な情報を提供した上で実施すること。」との附帯決議が付された⁴³。

カ 犯罪グループが被害者に成り済まして「架空名義口座」に入金された被害金の返還及び特定被害回復給付金の支給を受けようとするものの防止策

犯罪グループが被害者に成り済まして、「架空名義口座」に入金された被害金の返還及び特定被害回復給付金の支給を受けようとするものが考えられる⁴⁴。これを防止するための取組について、警察庁は、「改正案では、成り済ましを防ぐ観点から、返還を受けようとする者が『架空名義口座』に財産の移転を行った者であることを警察官が適切に確認することとしており、警察本部長がその者に対して報告や資料の提出を求めたり質問したりすることを可能とする規定を設けた。その上で、これらの求めや質問に対し、虚偽の報告等を行った者に対する罰則も設けている。」旨答弁した⁴⁵。

（７）その他

ア 警察庁、金融庁及び金融機関の情報共有・連携⁴⁶の状況

⁴⁰ 訴訟リスクについては、被害者の代理人弁護士からの「架空名義口座」に対する口座凍結要請のほか、債権者代位訴訟といった民事訴訟の提起等が考えられるとされる。有識者懇談会において、金融機関における業務負担及び訴訟リスクについて、「本措置の制度設計に当たっては、協力する金融機関が法令違反や訴訟リスクにさらされることのないよう法的な立場が安定するようにすることや、被害金の返還や給付金の支給等に係る金融機関の実務負担にも配慮し、過度な負担を負うことがないようにする必要がある。」との意見が出された（警察庁『金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書』（令7.12）25～26頁）。

⁴¹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号12頁（令8.4.16）

⁴² 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号12頁（令8.4.16）

⁴³ 参議院附帯決議項目5、衆議院附帯決議項目5

⁴⁴ この点、有識者懇談会において、「入金者になりすまして警察から財産の返還を受けようとする者は、犯罪グループに限らず、個人もあり得るため、両方を念頭に置いた対策を講じる必要がある。」との意見が出された（警察庁『金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書』（令7.12）24～25頁）。

⁴⁵ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第16号（令8.5.29）

⁴⁶ なお、警察庁は金融機関を監督する金融庁と連携し、預貯金口座の不正利用を防止する措置を講じてきた。

特殊詐欺への対策における警察庁と金融庁の情報共有・連携の状況について、金融庁は「預金取扱金融機関の業界団体等に対し、警察との連携強化を複数回にわたり要請しており、令和7年末現在で、47全ての都道府県警察本部と847の金融機関、また令和8年4月末現在で、警察庁と30の金融機関がそれぞれ情報連携協定書を締結し、詐欺の被害が疑われる取引の情報提供等に取り組んでいる。」旨答弁した⁴⁷。

この点、参議院内閣委員会では、「近年、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺等が急増している中、特に預貯金や暗号資産の口座等を不正に利用した金融犯罪への対策が急務であることから、金融機関や暗号資産交換業者を始めとした特定事業者との連携を強化し、口座等の不正利用に係る情報の共有に一層努めること。」との附帯決議が付された⁴⁸。また、これに加えて、衆議院内閣委員会の附帯決議では、必要な場合には監督指針の見直し等を検討することとされた⁴⁹。

イ 預貯金口座等の開設時の本人確認の厳格化

預貯金口座等の開設時の本人確認の厳格化について、警察庁は、「近年、トクリュウが関与する特殊詐欺の被害は極めて深刻な状況にあり、これらの犯罪においては、偽造・変造された本人確認書類により開設された預貯金口座等が悪用されている実態が見られる。こうした実態を踏まえ、口座開設時の本人確認方法を定めた犯罪収益移転防止法施行規則を改正した。対面での確認については、写真及びICチップ付きの確認書類の提示を受けた上で、ICチップ情報を読み取る方法を原則とするなどの見直しを行った。この改正については令和9年4月1日から施行される。」旨答弁した⁵⁰。

ウ 金融機関での取引モニタリングにおけるAIの活用状況

金融機関におけるAIを活用した取引モニタリングの活用状況について、金融庁は、「金融庁所管の『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』において、業務内容に応じてITシステム等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を的確に検知、監視、分析する態勢を構築することを求めている。取引モニタリングに関するAIの活用について、大手金融機関などにおいては、不審な取引の検知に活用しているほか、資金決済法に基づき、複数の金融機関からの委託を受けた、AI等を活用してマネロン等が疑われる取引の届出等に係る判断に必要な分析を行う為替取引分析業者のサービスを利用する金融機関が一定数あると承知をしている。」旨答弁した⁵¹。

エ トクリュウの撲滅に向けた政府横断的な取組の方向性

トクリュウ撲滅に向けた政府横断的な取組について、佐藤内閣官房副長官は「トクリュ

令和6年8月には金融機関の業界団体に対し、口座開設時における不正利用防止及び実態把握の強化、警察への情報提供・連携の強化等の対策を要請した。令和7年9月には当該対策をアップデートし、口座の売買・譲渡・譲受け・貸借が犯罪であること、金融機関として厳格に対応する方針であることの顧客への周知等が盛り込まれた新たな対策を金融機関の関係団体に要請した（警察庁・金融庁「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層強化について」〈<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin-taisakukyouka20250912.html>〉（令7.9.12））。

⁴⁷ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第16号（令8.5.29）

⁴⁸ 参議院附帯決議項目1

⁴⁹ 衆議院附帯決議項目1

⁵⁰ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第16号（令8.5.29）

⁵¹ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第16号（令8.5.29）

ウは通信、金融、A Iに関する新たな技術、サービスの進展を悪用しながら、特殊詐欺などの多くの犯罪に深く関与して多額の収益を得ている実態があると認識している。高市内閣では、トクリュウへの対応を治安対策上の最重要課題と位置付け、その撲滅を目指している。トクリュウを撲滅するには、グループが構築している資金獲得のための違法なビジネスモデルを解体することが必要不可欠である。警察の情報収集や分析により解明した実態を踏まえ、社会全体でトクリュウ対策を講じていく必要があると考えている。」旨答弁した⁵²。

5. おわりに

改正犯罪収益移転防止法により、預貯金通帳の不正な譲渡等や「送金バイト」に係る行為の取締り及び「架空名義口座」を利用した捜査が可能になり、預貯金口座等を不正に利用したマネロンを防ぐ効果が期待される⁵³。

また、令和8年7月28日には、犯罪対策閣僚会議において、「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」が決定された。政府においては、改正犯罪収益移転防止法に基づく取組に加え、同緊急対策に基づいて、マネロンの前提犯罪となり得る特殊詐欺を防ぐ取組を推進することが求められる。

一方で、トクリュウ等の犯罪グループは、日々マネロンの手口を巧妙化させており、技術の進展等による犯罪手口の巧妙化によって警察による対処が困難な事案の発生が見込まれる。そのため、警察庁と金融庁等の関係省庁、そして銀行に限らず暗号資産等を扱う事業者を含む金融機関等が緊密に連携し、それらが不断に情報を収集した上で、必要に応じて法制度面も含め検討を行い、万全の対策を期することが重要となろう。

また、海外を拠点とするトクリュウが日本国内で特殊詐欺等を行っていることに鑑み、警察が外国捜査機関との連携⁵⁴を通じて、追跡能力を一層強化することが求められよう。

(こんどう はやと)

⁵² 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号6～7頁（令8.4.16）

⁵³ 令和8年7月21日には「送金バイト」をしたとして、沖縄県の女性が改正犯罪収益移転防止法違反で摘発された。これは「送金バイト」に係る罰則が施行されてから初めての摘発だとされる（『朝日新聞』（令8.7.22））。

⁵⁴ 令和7年中、東南アジアのタイ、カンボジア、フィリピン、マレーシアの詐欺拠点に関し、日本に移送するなどして都道府県警察が検挙した者は54人である。このほか、日本サイバー犯罪対策センター（JC3）及びMicrosoft社の協力を得てインド国内に拠点を置くサポート詐欺グループの情報を入手し、インド当局との国際共同捜査が行われ、令和7年5月、日本警察が提供した情報を基に、インド当局が2つの拠点を摘発しインド国籍の被疑者6人を逮捕しており、官民連携による分析を端緒とした外国捜査機関との共同捜査による海外拠点の摘発事例となった（警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』（令8.4）15頁）。